

○新宿区学童クラブ指導要領

平成10年4月1日課長決定

平成12年4月1日改正

平成20年9月29日改正

平成26年6月24日改正

平成30年5月29日改正

(目的)

第1条 この要領は、新宿区学童クラブ条例に定める学童クラブ（以下「クラブ」という）の運営にあたり、職員が指導上留意すべき事項を定めることを目的とする。

(基本的な態度)

第2条 職員が児童や保護者に接する態度は、次のとおりとする。

- (1) 児童や保護者の状況を理解するよう努め、受容的な態度で接する。
- (2) 児童の指導にあたっては安全第一を心がけ、活動中は常に児童の状況を把握する。
- (3) 児童や保護者には常に公平な態度で接し、勤務時間内外で個人的なつきあいはしない。
- (4) 個人情報の取扱には十分注意する。

(クラブの基本的留意点)

第3条 クラブは保護者に代わって児童を一定時間、組織的、継続的に保護し、併せて健全育成を図っていくものである。児童の権利を尊重することを基本に、指導にあたっては、以下のことに留意する。

(1) 環境設定

ア クラブは児童にとって、下校後の一定時間、また長期休業中においては日中の大半の時間の生活の拠点である。したがって、できるだけ暖かい雰囲気をつくるよう配慮し、児童が安心して落ちつける環境づくりをする。

イ 日常的に衛生面、安全面の確認を行い、居室環境を整備する。

ウ 常に公平な態度で接することを心がけ、受容的な態度で児童の悩みや欲求を聞くようにする。

(2) 個別的、集団的指導

一人ひとりの児童の発達状況、個性、家庭環境、学校生活の状況等を十分に把握するとともに、異年齢集団の特性も考慮して個別的ならびに集団的に指導を行う。

(3) 健康管理と安全の保持

児童は、心身ともに発達過程にあり、健康管理や不慮の事故・災害に適切に対処する能力が十分でない。したがってクラブは、次のとおり衛生・安全管理に配慮をするとともに児童の健康状態やアレルギーの状況に十分注意する。

ア クラブは、応急的医薬品を常備するとともに、保護者との速やかな連絡体制を整備し、怪我や事故、急病に対応できるようにする。

イ 児童が安全に生活できるよう、日常的に遊具や危険箇所の点検を行う。

ウ 児童のアレルギーに関して保護者から情報を得るとともに、クラブでの対応方法についても保護者と確認し、職員間で情報共有する。

(4) 社会的適応性を高めるための援助

ア クラブは、異年齢の児童が一定時間一緒に生活していくという特徴を活かし、児童が社会に適応する能力を身につけることができるよう援助する。

イ 児童の相互の関係に十分注意を払い、話し合いや集団遊びを通して信頼関係を築いていけるよう援助する。

(5) 自主的活動と生活圏の拡大

児童は、成長するに従って交友関係も深まり、遊びの集団も拡大し、大人の制約から離れて行動することを望むようになることを考慮し、次のことを行う。

- ア 社会性を育み、児童の自主性、責任感、判断力を伸ばすような活動ができるよう配慮する。
- イ クラブ利用以外の児童と積極的に交流を図るとともに、館外活動等を通してより多くの児童と交流できるように努める。

(6) 家庭・学校・子ども家庭支援センターとの連携

児童について、保護者等とのコミュニケーションを密にして、共通認識と相互理解のもとに次のとおり指導を進める。

- ア 日常的には連絡帳やクラブだよりを活用するとともに、必要に応じて、保護者会や個人面談を行う。
- イ 学校とも十分に連携を図り、連絡会等で相互の交流をすすめ、共通理解を築いていくよう努める。
- ウ クラブだけでは対応困難な児童や家庭については速やかに子ども家庭支援センター等の関係機関につなげ、問題の抱え込みをせず、連携を心がける。

(指導内容)

第4条 クラブの基本的指導内容は、次のとおりとする。

(1) 安全指導

- ア クラブへの行き帰りは、児童自身と保護者の責任において行われるものであるが、その経路については、保護者・学校と確認し安全指導を行う。
- イ 欠席の連絡は必ず保護者から受けるようにするとともに、無断欠席等については適宜保護者や学校と連絡をとり、児童の安全を確認する。
- ウ 児童は遊びに夢中になりすぎ不注意やけんかなどにより事故が発生しやすいので、健全な遊びの指導や危険を避けるような指導を行う。
- エ おやつ作り等火気や刃物を使用する行事、水遊び等は特に危険度が高いことを認識し、十分な職員体制のもとで安全指導を徹底する。
- オ 交通安全、防犯指導や災害訓練をとおして事故や災害に適切に対処できるように指導し、緊急時の対応については保護者に十分に周知する。

(2) 遊びの指導

児童は学校において、精神的、肉体的にある程度制約された状態にあるので、放課後は自由で活動的となるのが自然である。クラブでの生活の中心である遊びを通して、児童の成長発達を図るよう指導を工夫する。

(3) 生活指導

クラブでは、家庭と協力して基本的生活習慣の習得を援助する。日課に従って行うだけでなく、クラブの生活全般にわたって起こりうるさまざまな問題に関して臨機に適切な指導を行う。

(4) 行事

- ア クラブにおける生活を楽しく変化あるものにするため、計画に基づき行事を実施する。
- イ 行事は、児童の自主性を引き出すとともに、創造することを通して児童の発達を促すために実施する。
- ウ 児童同士のかかわり、職員とのかかわりの中から、社会性の向上を図っていく。
- エ 児童館・児童コーナー・放課後子どもひろばとも連携をとり、各活動に参加する中で児童の生活を豊かにしていく。

(5) 館外活動

- ア 職員の引率による館外活動に取り組むよう努め、様々な経験ができる機会を作る。
 - イ ただし、不審者の出没、児童を狙った事件や自然災害の発生等児童をとりまく環境の悪化も考慮して、慎重に実施する。
- (6) 保護者要望による外出
- 保護者要望に応じ、クラブの指導時間中に習い事等により児童のみで外出する場合は、安全性や児童の発達段階について保護者に相談し、行き先や外出時間を保護者に十分に確認した上で児童に安全指導を行う。
- (7) 学習機会の確保
- ア クラブは、学校と同様の教科内容を指導する場ではないので、日常的には、クラブで学習をしたいという児童に対して、きっかけを作るような声かけと学習環境の整備に努める。
 - イ 長期休業中や学校振替休業日には、日課の中に学習時間を組みこんで、児童が学習に取り組めるように配慮する。
- (8) おやつ
- ア 夕食までの空腹を補うものとして、内容のバランスや要望を考慮しおやつを提供する。
 - イ クラブは保健所が定める給食提供のための施設・人員（調理員・栄養士等）は特別に整備していないため、内容、回数等についての制限に配慮する。
 - ウ 児童の体験学習・仲間作りを目的としておやつ作りやおやつ買いをクラブの状況により実施する。
 - エ 食物アレルギーについては事故を起こさないよう細心の注意を払う。
- (9) 特別に配慮が必要な児童の指導
- ア 特別に配慮が必要な児童は、環境の変化への適応が難しい場合があるため、保護者、学校等との連携を密にし、適切な指導に努める。
 - イ 学校公開等の機会を利用し、日常の様子を見ることで指導の参考にする。
 - ウ 年2回程度保護者同意のもと専門講師等に指導を依頼し、職員の対応方法等の参考とする。

(指導計画)

第5条 クラブの指導計画については、次のとおりとする。

- ア 各クラブにおいては、クラブの役割を踏まえて、地域環境や施設条件、利用者要望などを考慮しながら指導目標及び指導計画を立て、それに基づき年間指導計画を作成する。
- イ 計画内容は、一人ひとりの児童の生活に根ざした視点を重視し、児童の個性を活かすことができるよう、柔軟性や創意に満ちたものにする。
- ウ 行事は、計画書を立てて指導内容を明確にし、職員分担、安全対策などを盛り込み、職員全体の共通理解のもとに実施する。
- エ 年度途中においても、計画の実効性を保つよう適宜見直しを行う。
- オ 行事計画書やお便り等の配布物は適切に保管し、確認できるようにする。

(諸記録及び関係書類)

第6条 諸記録及び関係書類は次のとおりとする。

- (1) 記録及び関係書類への記入は、客観的立場から、慎重かつ正確に行う。
- (2) 児童の出欠状況、延長利用時間等の状況を把握し、統計情報を記録する。
- (3) 「育成日誌」により活動や児童の様子を記録する。
- (4) その他、利用にともなう記録・管理等は次の文書で行う。

- ア 学童クラブ利用申請書

- イ 学童クラブ利用審査記録票
- ウ 学童クラブ受付簿兼登録簿
- エ 児童台帳

附則

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成20年9月29日から実施する。

附則

この要領は、平成26年6月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年5月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。